



区画整理だより

日頃より松山駅周辺整備事業に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

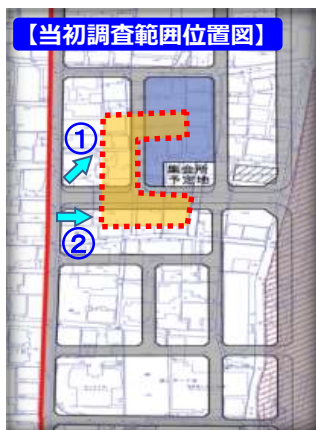
埋蔵文化財の本掘調査範囲を拡大します

※平成28年度工事については本掘調査と調整しながら実施する予定です。

《 埋蔵文化財の 当初調査範囲について 》

文化財保護法に基づき平成27年9月から平成28年1月に下記位置図の範囲で本掘調査を実施しました。

【当初調査範囲位置図】



【状況①】



【状況②】



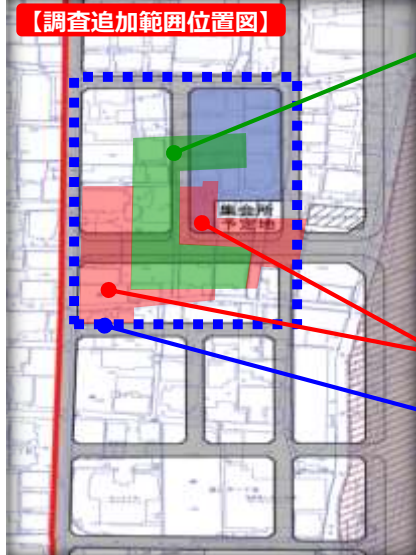
調査の結果

- 鎌倉時代の集落を区画した溝や古墳時代後期の土器だまりなどが発見されました。
- また、当初調査範囲の周辺からも、新たに埋蔵文化財が確認されました。

範囲を追加

《 埋蔵文化財追加調査および 平成28年度工事予定について 》

【調査追加範囲位置図】



【平成28年1月末】
埋蔵文化財本掘調査完了範囲

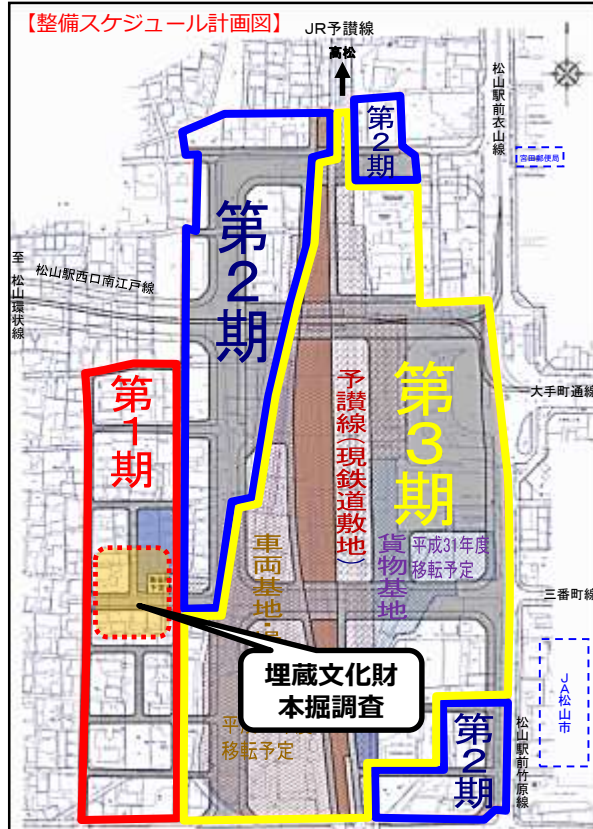
【平成28年2～6月末(予定)】
埋蔵文化財現地調査追加範囲

【平成28年度】
宅地造成および区画道路
築造工事实施予定箇所

●埋蔵文化財の本掘調査は、平成28年1月末で現地調査を完了する予定でしたが、引き続き現地調査を行い、6月末に完了する予定です。

●平成28年度工事については、埋蔵文化財の調査範囲以外の箇所から施工するなど、工程調整を図りながら実施する予定です。

【整備スケジュール計画図】



基準地積の取扱いについて

○基準地積とは

換地設計や清算の基準となる従前の宅地の地積のことです。平成24年3月に仮換地指定通知でお知らせしています。

仮換地の指定にあたっては、原則として従前の土地の実測面積を基準地積としましたが、実測を行っていなかった敷地については登記地積をもとに按分して加えた面積を基準地積としました。この按分して加えた面積は、仮換地指定以後に行われた実測により変更が生じることがあります。その場合、条例の定めにより、基準地積を変更することになります。

○基準地積に変更が生じた場合

- ・新たな基準地積は変更の都度、該当する地権者のみなさまに、以前の「仮換地指定取消通知」と新たな「仮換地指定通知」をお送りし、お知らせします。
- ・仮換地の面積や位置は変更せず、事業完了後、清算金により対応します。
- ・該当する地権者のみなさまには個別にお知らせします。

基準地積の取扱いについては、
松山駅周辺整備課 総務担当 089-948-6742 にお問い合わせください。

使用収益開始について

松山駅周辺土地区画整理事業は、現在、松山駅の西側地区で事業に取り組んでおり、工事が完了した区域から地権者のみなさまに土地をお返ししています。

みなさまに土地をお返しする「使用収益の開始」についてはあらかじめ文書でお知らせします。

新たにお返しする土地で、建物を建築する場合には、土地区画整理法の規定により、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。また、お返しした土地の維持管理はご自身で行っていただく必要があります。

このほか、ご注意いただきたい事項については、使用収益開始の通知の際、一緒にお送りする「**仮換地の使用収益開始のしおり**」をご覧ください。



使用収益の開始については、
松山駅周辺整備課 総務担当 089-948-6742 にお問い合わせください。



★松山駅周辺整備課のHP★

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/matsuyamaekisyuhen.html>

随時更新していますので、ぜひチェックしてみてください。

